



平成 24 年 12 月 18 日

各 位

上 場 会 社 名	ニッシン債権回収株式会社
代 表 者	代 表 取 締 役 社 長 森 泉 浩 一 兼執行役員投資事業部長 (東証マザーズ コード番号 : 8426)
問 合 せ 先	常 務 取 締 役 山 口 達 也 兼執行役員経営管理部長
電 話 番 号	( 東 京 ) 0 3 - 5 2 1 0 - 1 7 5 1

定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得等に関する承認決議  
並びに全部取得条項付種類株式の取得に係る基準日設定に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 11 月 16 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式の取得等に関するお知らせ」(以下「平成 24 年 11 月 16 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせしておりますとおり、本日、当社定款の一部変更及び全部取得条項付種類株式(下記「1. ②」において定義します。)の全部の取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)及び当社普通株式を有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議しましたところ、下記のとおりいずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。なお、以上に先立ち、種類株式発行に係る定款一部変更については、当社の全ての第 1 回第一種優先株式の株主から書面同意を取得しております。

この結果、当社普通株式は、東京証券取引所マザーズ市場(以下「東証マザーズ」といいます。)の上場廃止基準に該当することになりますので、当社普通株式は、平成 24 年 12 月 18 日から平成 25 年 1 月 14 日まで整理銘柄に指定された後、平成 25 年 1 月 15 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東証マザーズにおいて取引することはできません。

また、当社は、本日開催の取締役会において、本臨時株主総会における全部取得条項付種類株式の取得に関する決議に基づき、全部取得条項付種類株式の取得について、平成 25 年 1 月 17 日を基準日(以下「基準日」といいます。)と定め、同日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された普通株式の株主の皆様をもって、当該株主の皆様が保有する全部取得条項付種類株式の全部(但し、当社の自己株式を除きます。)を、同 1 月 18 日を取得日(以下「取得日」といいます。)として当社が取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付種類株式 1 株につき 135,651 分の 1 株の割合をもって当社の A 種類株式(下記「1. ①」において定義します。)を交付する株主の皆様として定めることを決議いたしましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 当社定款の一部変更等の内容

当社は、平成 24 年 11 月 16 日付当社プレスリリースにおいてお知らせしておりますとおり、以下の当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付種類株式の全部の取得等について必要なお承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 当社の定款の一部を変更して、平成 24 年 11 月 16 日付当社プレスリリースの「定款一部変更の件-1」の定款変更案第 8 条の 10 に定める内容の A 種類株式(以下「A 種類株式」といいます。)を発行する旨の定めを新設いたします。

- ② 上記①による変更後の当社の定款の一部をさらに変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じとします。)を付す旨の定めを新設いたします(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付種類株式」といいます。)。なお、全部取得条項付種類株式の内容として、当社が株主総会の特別決議によって全部取得条項付種類株式の全部(当社が所有する自己株式を除きます。以下同じとします。)を取得する場合において、全部取得条項付種類株式1株と引換えに、A種種類株式を135,651分の1株の割合をもって交付する旨の定めを設けるものといたします。
- ③ 会社法第171条第1項並びに上記①及び②による変更後の当社の定款に基づき、株主総会の特別決議によって、当社が全部取得条項付種類株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、全部取得条項付種類株式の株主の皆様(当社を除きます。以下同じとします。)に対して、取得対価として、その保有する全部取得条項付種類株式1株と引換えに、A種種類株式を135,651分の1株の割合をもって交付いたします。なお、ブルーホライゾン合同会社(以下「ブルーホライゾン」といいます。)を除く全部取得条項付種類株式の株主の皆様に対して取得対価として交付されるA種種類株式の数は、1株未満の端数となる予定です。また、交付されるA種種類株式が1株未満の端数となる全部取得条項付種類株式の株主の皆様につきましては、会社法第234条その他の関係法令の定めに従って、最終的には金銭が交付されることとなります。

## 2. 各議案に係る承認決議

### I 種類株式発行に係る定款一部変更(上記①)及び全部取得条項に係る定款一部変更(上記②)の承認決議

#### (1)承認可決された事項の内容

上記①及びこれに伴う所要の定款一部変更は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、原案どおり承認可決されました。

また、上記②の定款一部変更は、本臨時株主総会における第2号議案及び本種類株主総会における議案として付議され、いずれも原案どおり承認可決されました。

本臨時株主総会第1号議案に係る定款一部変更の内容は、平成24年11月16日付当社プレスリリースの「定款一部変更の件-1」に係る変更の内容のとおりであり、本臨時株主総会第2号議案及び本種類株主総会議案に係る定款一部変更の内容は、同リリースの「定款一部変更の件-2」に係る変更の内容のとおりです。

#### (2)定款変更の効力の発生

上記①及びこれに伴う所要の定款一部変更の効力は、本臨時株主総会における承認可決及び当社の第1回第一種優先株式の全ての株主から取得した書面同意をもって、本日発生しております。

また、上記②の定款一部変更の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認可決により、平成25年1月18日に発生いたします。

### II 全部取得条項付種類株式取得(上記③)の承認決議

#### (1)承認可決された事項の内容

上記③は、その他の必要事項の決定を取締役に一任いただくことを含めて本臨時株主総会における第3号議案として付議され、承認可決されました。

当該議案の内容は、平成24年11月16日付当社プレスリリースの「全部取得条項付種類株式の取得の件」においてお知らせしておりますとおり、当社が、会社法第171条第1項並びに、上記①及び②による変更後の定款に基づき、取得日において、別途定める基準日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付種類株式の株主の皆様から全部取得条項

付種類株式の全てを取得し、当該取得と引換えに、上記①の定款一部変更によって設けられる A 種種類株式を、全部取得条項付種類株式 1 株につき、135,651 分の 1 株の割合をもって交付するものです。この結果、ブルーホライズンを除く当社の普通株式の株主の皆様に対して当社から取得対価として交付される A 種種類株式の数は、1 株未満の端数となる予定です。

(2) 全部取得条項付種類株式の取得の効力の発生

全部取得条項付種類株式の取得の効力は、本臨時株主総会及び本種類株主総会における承認決議により、上記②の定款一部変更の効力が発生することを条件として、平成 25 年 1 月 18 日に発生いたします。

(3) 全部取得条項付種類株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付種類株式の取得の効力が発生した場合、上記のとおり、当社は、別途定める基準日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された全部取得条項付種類株式の株主の皆様から全部取得条項付種類株式の全部を取得し、当該取得と引換えに、上記①の定款一部変更によって設けられる A 種種類株式を、全部取得条項付種類株式 1 株につき 135,651 分の 1 株の割合をもって交付いたします。

また、全部取得条項付種類株式の株主の皆様に対する交付の結果生じる A 種種類株式の 1 株未満の端数につきましては、その合計数(会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する A 種種類株式を会社法第 234 条の定めに従って売却し、当該売却によって得られた代金をその端数に応じて全部取得条項付種類株式の株主の皆様へ交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て A 種種類株式をブルーホライズンに売却することを予定しております。この場合の A 種種類株式の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、全部取得条項付種類株式の株主の皆様が保有する全部取得条項付種類株式の数に 575 円(ブルーホライズンが平成 24 年 8 月 30 日から同年 10 月 12 日まで実施した当社普通株式に対する公開買付けにおける当社普通株式 1 株あたりの買付価格)を乗じた金額に相当する金銭が全部取得条項付種類株式の株主の皆様へ交付されるような価格に設定することを予定しております。但し、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあり得ます。

3. 全部取得条項付種類株式の取得に係る日程の概要(予定)

当社普通株式の非公開化手続きの日程の概略(予定)は以下のとおりです。

本臨時株主総会及び本種類株主総会の開催日	平成 24 年 12 月 18 日(火)
種類株式発行に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-1」)及び定款一部変更(「定款一部変更の件-3」)のうち、第 20 条(取締役会の招集通知)に係る部分の効力発生日	平成 24 年 12 月 18 日(火)
当社普通株式の東証マザーズにおける整理銘柄への指定	平成 24 年 12 月 18 日(火)
当社普通株式の東証マザーズにおける売買最終日	平成 25 年 1 月 11 日(金)
当社普通株式の東証マザーズにおける上場廃止日	平成 25 年 1 月 15 日(火)
全部取得条項付種類株式の取得及び A 種種類株式交付に係る基準日	平成 25 年 1 月 17 日(木)
全部取得条項に係る定款一部変更(「定款一部変更の件-2」)の効力発生日	平成 25 年 1 月 18 日(金)
全部取得条項付種類株式の取得及び A 種種類株式交付の効力発生日	平成 25 年 1 月 18 日(金)

以上